

将来、子どもを産み育てることを望むがん患者の方へ

妊孕性温存治療に対する 支援制度のご案内

東伊豆町では、将来子どもを産み育てることを望む若年のがん患者の方に対して、妊孕性温存治療に必要な費用の一部を助成し、将来に希望を持って治療に取り組んでいただけるよう支援しています。

にんようせい

妊孕性温存治療とは・・・

生殖機能が低下する又は失う可能性があるがん治療を行うがん患者に対し、精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為

助成の対象となる方 下記①～⑧の項目すべてに該当する方

- ①がんと診断された日から妊孕性温存治療開始日までにおいて、引き続き静岡県内（静岡市、浜松市を除く）に住所を有する方
- ②がん治療により生殖機能が低下する又は失うおそれがあると医師に診断された方
- ③妊孕性温存治療開始日における年齢が40歳未満の方
- ④妊孕性温存治療開始日から申請の日までの間、東伊豆町に住所を有する方
- ⑤「静岡県特定不妊治療費助成事業」や「東伊豆町不妊・不育症治療費助成金交付事業」の助成を受けていない方
- ⑥過去に他の地方公共団体から妊孕性温存治療費の助成等を受けていない方
- ⑦裏面の対象医療機関において妊孕性温存治療を受けた方
- ⑧町税等を滞納していない方

※助成の対象となる治療・医療機関や申請方法については裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 東伊豆町役場
健康づくり課保健予防係（保健福祉センター）
0557（22）2300

助成の対象となる治療・医療機関及び上限額

●令和2年4月1日以降に終了した妊孕性温存治療に要する費用のうち、保険適用外の費用が対象となります。

※入院費、入院中の食事代など治療に直接関係のない費用や、凍結保存の維持にかかる費用は対象外です。

●助成は1人1回です。

対象となる治療	対象医療機関	助成上限額
精子の採取凍結	がん治療の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関	2万円
卵子、卵巣組織の採取凍結又は、卵子を採取し受精させ、胚(受精卵)の凍結	静岡県特定不妊治療費助成事業実施要領第1(2)及び別表中「特定不妊治療費助成事業における医療機関の指定基準」の規定により指定され、公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する見解(平成28年6月改定)」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関	40万円

申請について

妊孕性温存治療が終了した日の属する年度末(3月31日)までに、下記の書類等をそろえ、東伊豆町保健福祉センターへ申請してください。※ただし、1月から3月に治療を終了した場合は、終了日から90日以内

- ①東伊豆町若年がん患者妊孕性温存治療支援事業申請書(様式第1号)
- ②若年がん患者妊孕性温存治療の同意に関する証明書(様式第2号)(がん治療医療機関が記載)
- ③若年がん患者妊孕性温存治療実施証明書(様式第3号)(妊孕性温存治療医療機関が記載)
- ④若年がん患者妊孕性温存治療を受けた医療機関が発行した領収書
- ⑤がんと診断された日から引き続き静岡県内に住所を有していたことを証する書類
(ただし、引き続き東伊豆町に住所を有していた場合は省略できます。)
- ⑥認め印
- ⑦振込口座の確認ができるもの

※対象となる方が未成年者の場合、保護者の方が申請してください。

申請の流れ

- ①がん治療医療機関による妊孕性温存治療に関する説明、実施医療機関の照会・様式第2号を記載してもらう
- ②妊孕性温存治療医療機関を受診
- ③妊孕性温存治療医療機関による様式第3号の記載、領収書の発行
- ④保健福祉センターへ助成金申請
- ⑤口座振り込み